

「入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」改正の要旨

1 条例改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」）の規定では、法定事務以外の社会保障・税等に関する事務について、条例に定めることにより個人番号を独自に利用できる事務（以下「独自利用事務」）とすることができます。

生活保護制度において、生活保護受給者が医療機関を受診する場合、現行では、生活保護医療券の交付を受けてから受診する必要がありますが、令和5年度からマイナンバーカードを提示することで、オンラインによる情報連携により医療扶助を受給する生活保護受給者であることの確認を受けることが可能となる「オンライン資格確認」が導入されます。

オンライン資格確認の実施にあたり、生活保護受給者は生活保護法に基づく法定事務として情報連携が可能ですが、生活保護法に基づく保護に準じた保護を受けている外国人についての情報連携は独自利用事務の扱いとなり、マイナンバー法の規定に基づき条例で定める必要があります。

このことから、入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に独自利用事務を1件追加し、対象者の利便性の向上を図るものです。

2 条例改正の内容

生活保護医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、「入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び「入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」に追加するものです。

3 施行日

公布の日から施行するものです。